日光総合支所庁舎有効活用に関する提言書



平成28年1月

日光総合支所庁舎有効活用検討委員会

目 次

は	こじめに	2
<	本編>	
1	有効活用の基本方針	3
	(1) 日光総合支所庁舎の経緯(2) 歴史と文化に基づく観光施設	
2	有効活用のための前提条件	4
	(1) 文化財として保護(保存と活用) する(2) 耐震化・バリアフリー(ユニバーサルデザイン) 化する	
3	具体的な活用案	4
4	まとめ	6
<	資料編>	
1	日光総合支所庁舎の現況	9
2	「日光総合支所庁舎有効活用検討委員会」の経過	11
3	日光総合支所庁舎有効活用検討委員会設置要綱	12
4	日光総合支所庁舎有効活用検討委員会委員名簿	14
5	日光総合支所庁舎活用アイデア提案書	15

日光市では、平成23年12月に「日光市庁舎整備指針」を策定し、日光総合支所を「特に早期に整備すべき庁舎」とされたことにより、新庁舎が御幸町に建設されることとなりました。一方で、新庁舎への総合支所機能移転後の現日光総合支所庁舎については、文化的価値を有することから、有効活用及び周辺の管理、保存について検討するための、日光総合支所庁舎有効活用検討委員会が設置されました。

委員12名は、平成26年11月に日光総合支所庁舎有効活用検討委員会委員として委嘱され、平成27年11月までの間5回にわたり現庁舎の有効活用について活発な議論と意見交換を重ねて参りました。

まず、現庁舎を活用するに当たって、耐震性・改修経費や登録有形文化財であるなどの前提条件について意見交換後、活用するに際しての基本理念(認識)や 具体的な活用案、配慮事項、運営主体などについて議論を進めました。

各委員からのアイデアは、重複するものも含め総数約160項目に及ぶ提案数となり、その内容ごとに検討を進めました。

その施設は、観光客のためなのか日光市民のための施設なのか、公共的利用施設とするのか民間的利用施設とするのかなどの他、管理経費を含め施設維持のための収益の確保対策を図る必要性についても検討を重ねて参りました。

多種多様な個別意見が、単なる委員個人の意見だけではなく、委員の所属する 団体の意向を踏まえたものが多いことも、この委員会の特色でもあります。

今後の利活用に際して、この提言書の意見が反映されるよう願っています。

日光総合支所庁舎有効活用検討委員会 委員長 小野義治

1 有効活用の基本方針

(1) 日光総合支所庁舎の経緯

日光総合支所庁舎のあるエリアは、日光街道の最終宿場である鉢石宿、 二社一寺の門前町として大いに栄えた場所である。

明治30年代後半には、日本を代表する避暑地としてもヨーロッパで も知られる存在であった。

この場所に、地元の名士であった小林庄一郎氏が外国人向けホテル経営を目指し建設した建物が日光総合支所庁舎である。名称も徳川家ゆかりの 土地柄にちなみ「大名ホテル」と決定していたとのことだが、ホテルとしての実績はほとんどなかった。

その後、昭和18年に古河電気工業株式会社日光精銅所へ「ゆくゆくは 政治向きのことに使う」ことを条件に転売され、工員寮として利用された。 戦後、一時的に進駐軍の社交場になっていたが、昭和23年に当時の日光 町に寄付され、日光町役場として、昭和29年の日光市制からは、市庁舎 として利用されてきた。

平成18年3月には国登録有形文化財に認定され、同年の市町村合併後は日光総合支所として利用されている。平成19年には近代化産業遺産として認定された。

その外観は、地域の街並み景観にも寄与し、観光バスも停止してその姿を見学して行く、ランドマーク的存在の建物である。

(2) 歴史と文化に基づく観光施設

前述のとおり、日光総合支所の庁舎はその変遷を追うだけでも、ひとつの小説となるようなストーリーを持った建物である。

また、日光の社寺は世界遺産登録になっているが、その背景にはまちの 歴史があり、まちの歴史があって世界遺産がある。

こういった歴史、文化をまちの目線から発信し、観光振興に繋げ、更にそれが地域の発展に繋がる施設として活用することを基本方針とする。

有効活用にあたってのキーワード

歴史と文化に基づく観光施設

2 有効活用のための前提条件

(1) 文化財として保護(保存と活用) する

日光総合支所庁舎は、平成18年3月に国登録有形文化財に、平成19年11月には近代産業化遺産に認定された、日光市の誇る文化財であり、後世に引き継いでいくべき遺産である。

文化財として保存していくのはもちろんであるが、単なる外観保存ではなく、訪れた市民や観光客がこのまちの歴史や文化を体感できる生きた施設として活用する。

また、木造建築物は使用しないと劣化が進むため、日光総合支所の機能 移転後、期間を置かず有効活用を進めることが望ましい。

(2) 耐震化・バリアフリー (ユニバーサルデザイン) 化する

日光総合支所庁舎は大正8年に建設された木造4階建建築物で、耐震化されていない。庁舎を有効活用するにあたり、多くの市民や観光客の利用が想定されることから、利用者の安全を担保し、使用に耐えられる施設にするために、改修・耐震補強する必要がある。

また、バリアフリー (ユニバーサルデザイン) 化を進め、障がい者や 高齢者を含む全ての人が安心、安全に利用できる施設になるよう配慮する。

3 具体的な活用案

日光総合支所庁舎を有効活用するにあたっての基本方針を「歴史と文化に 基づく観光施設」とし、委員のアイデアを6項目に分け検討を重ねた。

展示施設

◆ 街なか資料関連展示施設

(日光の近代遺産関係・建造物の歴史・日光に関わった人々の資料展示、 日光火の番八王子千人同心紹介、街なかの写真・地図・文献資料の蓄積 →それらを用いた学習、教育)

- ◆ 美術・彫刻展示室(日光に縁のある芸術家の作品展示、業績解説)
- ◆ 世界遺産ガイダンスセンター(世界遺産について学べる展示)

観光拠点

- ◆ 歴史・文化などの情報センター
- ◆ 写真撮影スポット
- ◆ 園地化・緑地化
- ◆ フィルムコミッションに登録
- ◆ まち歩き活動の拠点
- ◆ 夜の演出、ライトアップ
- ◆ 情報端末機器利用による観光情報連携、収集拠点

学習、教育、体験施設

- ◆ 各種研修室
- ◆ 学習成果発表の場(作品や生産物の展示販売)

休憩·宿泊施設

- ◆ 喫茶室 (電磁器具使用、景観の良い場所で)
- ◆ 売店
- ◆ 公園(庁舎前広場の緑化・公園化)
- ◆ 休憩室(授乳室、トイレ)
- ◆ ドミトリー (簡易宿泊施設。外国人、若者対象。食事の提供はしない。)

貸しスペース

- ◆ スタジオ、ギャラリー、アトリエ、ミニコンサートホール
- ◆ 事務所
- ◆ 会議室(格式の高い会議室と安価で気軽に利用できる会議室)

行政機能

- ◆ 観光行政
- ◆ 文化行政
- ◆ まちづくりの拠点(官民連携)

4 まとめ

日光総合支所庁舎を有効活用し、施設を運営していくにあたって、管理経費も含めて賄えるような対策を考えることが望ましい。施設の有料化に際しては、行ってみたいと思わせるような「魅力」や「驚き」を工夫し、市民や観光客にSNSなどを利用した積極的な情報発信が必要である。また、市内にある同様の施設とは、規模や内容を考慮することが重要である。

この検討委員会の中で各委員が共通して感じていることは、この建物が数奇な歴史を秘めた文化財であることを尊重し、日光のランドマークとして今後も利活用したいとの思いである。市において、日光総合支所庁舎活用計画書の具体案作成の際は、配慮いただくよう願うものである。

